

美術品補償制度部会の設置について

平成24年3月12日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- (2) 上記（1）に関連する事項について
- (3) その他展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項に基づき、上記2.（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第2期美術品補償制度部会委員

(平成24年3月12日現在)

(正委員)

青柳 正規 (独)国立美術館理事長、国立西洋美術館館長
鈴木 規夫 前東京文化財研究所長

(臨時委員)

荒屋鋪 透 (公財)ポーク美術振興財団ポーク美術館館長
逢坂恵理子 横浜美術館館長
大原 秀之 吉備国際大学文化財学部学部長
佐藤 正敏 損保ジャパン美術財団理事長、(株)損害保険ジャパン取締役会長
箱守 栄一 美術品リスクコンサルタント、
慶應義塾大学大学院文学研究科アート・マネジメント分野非常勤講師
雪山 行二 和歌山県立近代美術館館長

(専門委員)

井上 洋一 東京国立博物館企画課長
佐野 千絵 東京文化財研究所保存科学研究室長
白原由起子 根津美術館学芸課長
中林 和雄 東京国立近代美術館企画課長
村上 博哉 国立西洋美術館学芸課長